

平成 29 年 3 月 10 日

## 社会福祉法人川越市社会福祉協議会 行動計画（第 4 回）

全職員が仕事と子育て等を両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（2 年間）

2 内 容

（1 雇用環境の整備に関する事項）

（1）職業生活と家庭生活の両立支援の整備に関する事項

**目標 1：育児・介護休業法に基づく労働者の権利や関係法令に定める諸制度の周知を図り利用促進する。**

< 対策 >

- 平成 29 年 4 月～ 育児・介護休業法のパンフレット等を配布するなど職員に諸制度の周知を図る。
- 平成 29 年 4 月～ 育児・介護休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をわかりやすく職員へ周知する。

（2）労働条件の整備に関する事項

**目標 2：時間外勤務を縮減し、職員の負担軽減に努める。**

< 対策 >

- 平成 29 年 4 月～ 時間外勤務の現状調査及び原因分析を行う。
- 平成 29 年 4 月～ 所属ごとに週 1 回ノー残業デーを設定し、職員に対して、その促進と周知の徹底を行う。

**目標 3：年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。**

< 対策 >

- 平成 29 年 4 月～ 所属ごとの年次有給休暇取得の現状調査を行う。
- 平成 29 年 4 月～ 所属ごとに年次有給休暇の取得目標を設定して、その取得を促進する。